

第 1 章

青色申告を はじめよう!



会社員などの給与所得者と違い、個人事業主は税金を納めるための
確定申告を自分自身で行わなければなりません。

確定申告は、最大65万円の特別控除などが受けられる青色申告が断然お得です。
本章では、青色申告の基本と、はじめる際の必要な準備について解説します。

ステップ
01

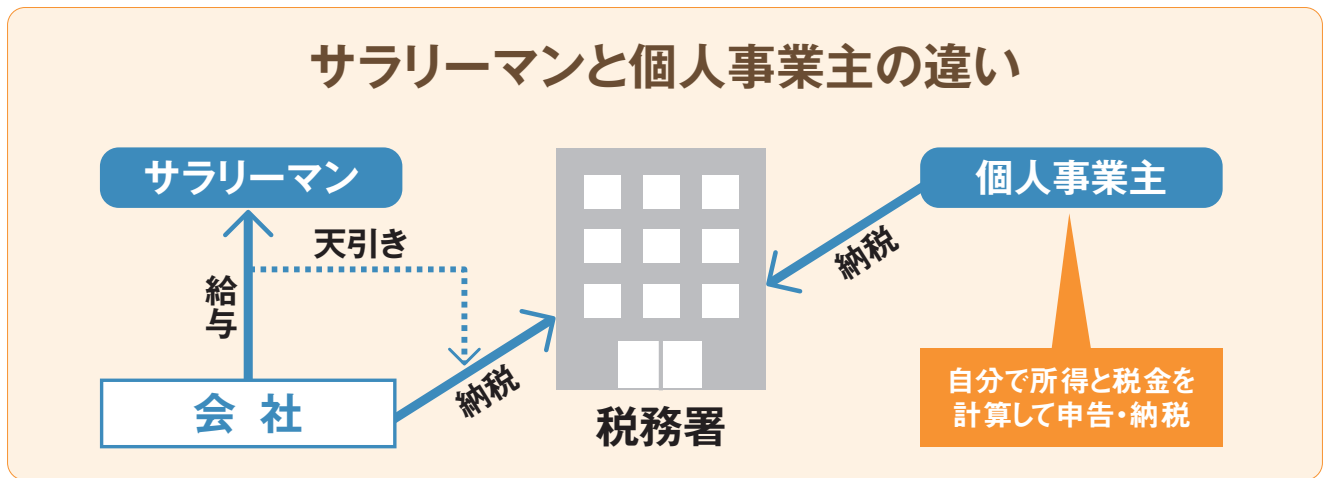
確定申告とは

商売を営んでいる人は「1年間でこれだけの儲けが出たので、今年の税金はこれだけ納めます」という、所得金額と税額を税務署に申し出なければいけません。これが確定申告です。売上や経費などを記録し、正確に申告することが義務づけられています。

個人事業主は「儲け」(所得)を自分で計算します

確定申告とは、自分で商売を営んでいる「個人事業主」などが正しく税金を納めるための制度です。サラリーマンの場合、会社が給与から天引きして税金を納め、年末調整をするので、基本的に確定申告の必要はあ

りません。それに対し、個人事業主は自らの儲け(所得)がいくらだったかを計算し、納めるべき「所得税」などの税額もいっしょに申告する必要があります。



ひと押し

「所得」とは経費を差し引いた残りの利益

事業によって得られた売上「収入金額」から、その売上を上げるためにかった仕入や人件費などの「必要経費」を引いた儲けが「所得」です。

<p>収入 (事業の売上)</p> <p>たとえば800万円の売上に対し</p>	-	<p>経費 (仕入代金、人件費など)</p> <p>必要経費が550万円かかったとすると</p>	=	<p>所得 (事業の儲け)</p> <p>残った250万円が所得になります</p>
---	---	---	---	--

算出した年間の所得と税額を税務署に申告します

確定申告で個人事業主が申告する税金は、「所得税」と「消費税」「復興特別所得税」の3つです。所得税は所得に対してかかる税金です。消費税は消費者から預かる税金で、原則として2年前の売上が1000万

円を超える個人事業主に支払い義務があります。「住民税」「国民健康保険税」「個人事業税」の3つは、所得税を申告すれば、都道府県や市区町村から納付額が通知されてくるので申告の必要はありません。

個人事業主が納める税金はおもに6種類

申告時に納税する

所得税

収入から経費を差し引いた所得に対してかかる税金で、国に納めます。税額が大きくなるので、経費や控除で所得を少なくできれば、大きな節税効果があります。

消費税

2年前の売上または1年前の1～6月の売上が1000万円を超える個人事業主は、消費税を支払う義務があります(ステップ25参照)。

復興特別所得税

東日本大震災からの復興施策に使われる税金です。2037年まで

申告後に通知される

住民税

申告した所得に対して課税されます。住所がある区域の都道府県・市区町村が税額を通知してきます。

国民健康保険税

医療費の財源となる税金。所得などに応じて税額が変わります。なお自治体によっては保険料(国民健康保険料)の形式をとっている場合もあります。

個人事業税

事業の種類によって納める地方税。事務所や店舗がある都道府県に納めます。所得税の確定申告をすれば、申告は必要ありません(25ページ **ひと押し**参照)。



令和2年分の

確定申告

● 所得税の確定申告
2021年(令和3年)の2月16日～3月15日が申告期限

● 消費税の確定申告
2021年(令和3年)の1月1日～3月31日が申告期限

※対象期間は2020年1月1日～12月31日まで

ステップ
02

青色申告特別控除 65万円を目指す

税務署に所得金額と納税額を申告する確定申告は、大きく分けて「青色申告」と「白色申告」があります。青色申告は難しく、白色申告が簡単といった印象があるかと思いますが、じつはそれほど違いはありません。青色申告のほうが得をすることが多いのでおすすめです。

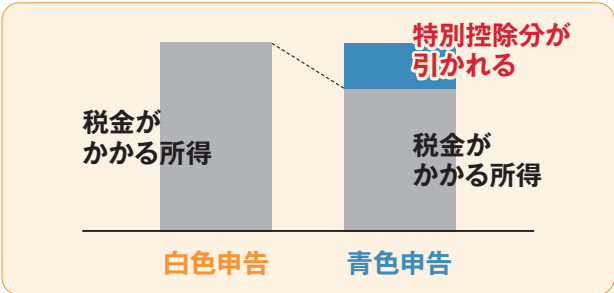
確定申告の申告方法は3つから選べます

確定申告では、税制上のいろいろな特典（控除）がある「青色申告」がお得です。白色申告でも帳簿付けが義務付けられているので、書類作成の上でもそれほど差がありません。白色申告の申告方法は1通りですが、青色申告は2020年（令和2年）分から3通りになりました。青色申告では帳簿の付け方によって、「10万円控除」か「55万円控除」かを選択します。さらに、e-Tax による申告（電子申告）または電子帳簿保存をすれば、最大の「65万円控除」が受けられます（確定申告ニュースの **NEWS01**参照）。特別控除によって課税対象の所得が減るので、青色申告を選択しておくべきです。本書では65万円控除（もしくは55万円控除）を受ける方法を解説していきます。

青色申告と白色申告のおもな違い

青色申告		白色申告	
必要	帳簿付け	必要	
青色申告決算書	決算書の種類	収支内訳書	
いろいろあり	税制上の優遇措置	なし	
あり	承認手続	なし	

※2014年（平成26年）分から白色申告者も帳簿付けが義務化されています



大 ← 節税効果 → 小

青色申告			白色申告
65万円控除	55万円控除	10万円控除	
右記の55万円控除の要件に加え、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う	複式簿記による記帳を行い、貸借対照表と損益計算書を確定申告書に添付	単式簿記による記帳を行い、損益計算書を確定申告書に添付	特別控除なし

「帳簿付け」と「決算書」はパソコンでらくらく!

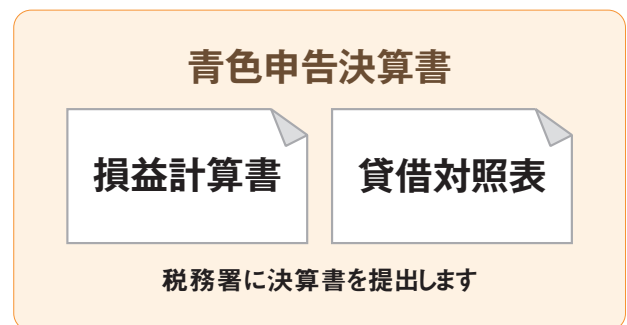
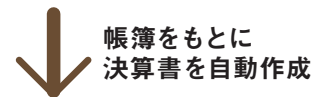
税制上のメリットが大きい青色申告では「複式簿記での帳簿付け」と「決算書の提出」が必要です。帳簿とはお金の流れをすべて記録するもの。支出も収入もしっかりと記入しなければいけませんが、『やよいの青色申告 21』を使えば簡単です。本来は借方・貸方の複雑な仕訳で難しい「複式簿記」の帳簿付けでもとくに意識することもなく、パソコンに日々の支出と収入を入力してい

れば作成できます。青色申告決算書も、帳簿へ正確に記入してあれば、あっという間に作成することができます。あとは印刷やe-Taxなどで税務署に提出するだけでいいので、何も難しいことはありません。



所得税申告は発生主義

所得税の帳簿付けでは、現金の動きがなくても、取引が発生した時点で記帳する**発生主義**で行います。白色申告でも同様です。代金を受け取ったときに売上とする**現金主義**は、青色申告で所得の少ない場合に特例として認められます。



青色申告だけのお得な「特典」があります

「控除」とは、ある条件を満たしている場合に所得から一定額を差し引けること。青色申告者は、事業のお金の流れを正確に申告する代わりに所得を減らせる“ご褒美”を受け取れると考えましょう。控除の詳細は第2章で詳しく解説します。

●最大65万円控除が受けられる
青色申告特別控除

●家族の給与を経費として落とせる
青色事業専従者給与

●赤字を3年間繰り越せる
純損失の繰越控除

$$\boxed{\text{収入}} - \boxed{\text{経費}} - \boxed{\text{青色申告特別控除や専従者などの「必要経費」}} = \boxed{\text{所得}}$$

ステップ
03

青色申告ができる 所得の種類

節税効果の高い青色申告ですが、誰でもできるわけではありません。法律では「所得」は10種類に分けられています。このうち「事業所得」「不動産所得」「山林所得」の3種類のいずれかを得ている個人事業主が青色申告をすることが認められています。

青色申告ができる3種類の所得

青色申告できるのは「事業所得」「不動産所得」「山林所得」のいずれかの所得がある個人事業主です。一般的には小売業や製造業、サービス業などで「事業所得」を得てい

る人が多いでしょう。サラリーマンは給与所得なので青色申告はできませんが、副業で3つのうちいずれかの所得があれば、青色申告ができます。

事業所得



小売業、サービス業、農業、デザイナーなど事業による収入。

不動産所得



マンションやアパート、貸地、駐車場などの賃料による収入。

山林所得



山林を伐採したり、立木のままで譲渡することによる収入。

青色申告できない7つの所得

給与所得

サラリーマンが勤務先から受け取る給与や賞与

利子所得

預貯金や公社債の利子などによる収入

退職所得

サラリーマンの退職金など退職に係る収入

一時所得

競馬などギャンブルの払戻金や生命保険の一時金など

譲渡所得

土地、建物、ゴルフ会員権などの譲渡による収入

雑所得

どれにも該当しない所得(年金、作家以外の人の原稿料など)

配当所得

株の配当金や投資信託の分配金などによる収入

※株の売買による収入は一般的に譲渡所得になります。

青色申告できるのはこんな人たちです

ステップ02で解説したように青色申告には3通りあり、「10万円控除」のほうであれば17ページで説明した3つの所得に当てはまれば誰でもできます。しかし「65万円控除^{*}」もしくは「55万円控除」を受けることができるのは、事業所得がある人か「事業的規模」と認められる不動産所得のある人に限られます。

また、ちょっとした副業で雑所得となる場合は青色申告の対象外となってしまいます。

^{*}青色申告特別控除の要件が変わりました(確定申告ニュースの**NEWS01**参照)。



駐車場経営

イラストレーター

美容師



サラリーマンでも青色申告ができるケース

給与所得では青色申告はできませんが、サラリーマンをしながらマンションの家賃収入などの不動産所得もある人は青色申告できます。ただし、ある一定以上の事業規模でないと、65万円控除(もしくは55万円控除)は認められないので10万円控除となります(**ステップ09**の**ひと押し**参照)。

サラリーマンをしながら
マンションの家賃収入もある場合



青色申告ができます

不動産所得があるので、10万円控除の青色申告が認められます。事業的規模なら65万円控除(もしくは55万円控除)適用も可能です。

サラリーマンをしながら
株の配当金を受け取っている場合



青色申告はできません

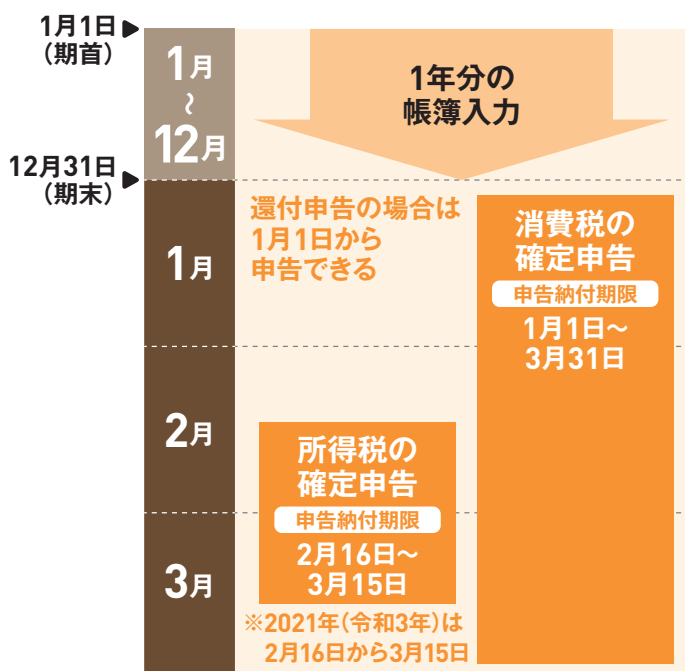
株の配当金は配当所得、株の売買による儲けは譲渡所得なので青色申告はできません。白色申告をすることになります。

ステップ

04

確定申告の申告期限

消費税の確定申告は、1年分をその翌年の1月1日からできます。所得税の確定申告は、同じく翌年の2月16日～3月15日に行います。はじめての青色申告では「消費税の確定申告」の対象ではない方がほとんどでしょう。1年のスケジュールを参考にしてください。



※申告納付期限が、土曜・日曜・国民の祝日、休日の場合は、その翌日が納付期限となります。

確定申告の必要があるのは、「所得税」と「消費税」の2つです。消費税に関しては、「2年前の課税売上額が1000万円を超えた場合」といった条件があるので事業をはじめたばかりの方は原則として必要ないでしょう。2020年(令和2年)分の所得税の確定申告は、2021年(令和3年)2月16日から約1カ月間に申告する必要があります。うっかり期限を過ぎてしまうと、罰則として余計に税金を支払わなければならないので注意しましょう。



ひと押し

個人事業税は所得額290万円から課税

個人事業税は、売上から経費や控除などを引いた所得額から「事業主控除」の290万円を引いた額に税率を掛けます。このとき、青色申告特別控除は適用されません。しかし、所得額が290万円を上回っていなければ課税されないことになります。税率は特殊な業種を除き、5%です。

個人事業税の計算方法

個人事業税＝

(売上－経費－専従者給与－290万円)×税率

※税率4%は畜産業・水産業・薪炭製造業。税率3%はあんま・マッサージなど医業に類する事業と装蹄師業。その他のほとんどの業種は5%。

ステップ
05

青色申告をするための届け出

青色申告をするためには、そもそも「個人事業主として事業をはじめました」という「個人事業の開業・廃業等届出書」を税務署に届け出ておかなければなりません。そのうえで、「青色申告承認申請書」の提出が必要です。それぞれ開業日からの提出期限があります。

各種届出書の入手方法

「個人事業の開業届・廃業届出書（開業届）」や「青色申告承認申請書」は、最寄りの税務署に行けば用紙をもらえますが、国税庁のウェブページでもダウンロードすることができます。ダウンロードしたファイルはPDF形式で、必要事項をパソコンで入力することもできるので便利です。確定申告に必要な書類や**ステップ06**で紹介する「青色

事業専従者給与に関する届出書」などもダウンロードできます。

また、電子証明書の格納されたマイナンバーカードを持っていれば、これらの申請・届け出はe-Taxで行うことができます。

国税庁ウェブページ www.nta.go.jp

確定申告関連の書類は「分野別メニュー」の「税について調べる」欄の「所得税（確定申告書等作成コーナー）」をクリックし、開いたページ以降からダウンロードできる。

「個人事業の開業届」は、まず「所得税・源泉所得税」をクリック。

②「所得税・源泉所得税」をクリックし、開いた画面で「所得税関係」欄の「申告所得税関係」をクリック。

1 国税庁のトップページにある「分野別メニュー」の「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」をクリック。

3 「個人事業の開業届出・廃業届出等手続」をクリックして開いたページからダウンロードできる。「所得税の青色申告承認申請手続」などもこのページにある。

※2020年9月時点の画面と手順です。変更になる場合があります。

「個人事業の開業・廃業等届出書」の提出

事業を開始したら、まず税務署に届け出ないといけないのが「個人事業の開業届」です。書類は「個人事業の開業・廃業等届出書」になります。記入の際に気をつけたいのは、「納税地」欄です。納税地とは、簡単に言うと申告や納税をするときの登録場所のことで、原則として住所になり、納税地がどこにあるかで管轄の税務署が決まります。特例で事業所を納税地とすることができますが、このときは「納税地の変更に関する届出書」が必要になります。実際には、24ページの「青色申告承認申請書」といっしょに提出するといいでしょう。開業届は、開業した日から1カ月以内が提出期限です。

届出の際は、マイナンバーと本人確認が必要です。本人確認は、マイナンバーカード（個人番号カード）または、通知カード*及び運転免許証などの身分証明書などで確認を行うので、これらの本人確認書類の提示または写しの添付をします。

*マイナンバー通知カードは、2020年5月24日を持って、廃止されました。住所はじめ記載情報に相違がない場合のみ、マイナンバーの証明として使用できます。

提出期限

開業から1カ月以内

青色承認申請をするにあたっていっしょに出しておくべき書類です。個人事業主として開業したら、提出が必要です。



都道府県などには「事業開始等申告書」を届け出る

地方税の「個人事業税」を納める都道府県税事務所などに提出するのが「事業開始等申告書」。書類は市区町村の役場で受け取るか都道府県庁のホームページからダウンロードできます。届け出をしなかったとしても、所得税の確定申告をすることにより自動的にデータが共有されるので一定の所得がある人には個人事業税が課税されます。

第32号様式(甲)(条例第26条関係)

事業開始等申告書(個人事業税)

		新(変更後)	旧(変更前)
事業所	所在地	電話 ()	電話 ()
	名称・屋号		
	事業の種類		
事業主住所が事務所(事業所)所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所(事業所)所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所(事業所)所在地欄に○印を付す。			
事業主	住所	電話 ()	電話 ()
	フリガナ		
	氏名		
開始・廃止・変更等の年月日	年 月 日	事由等	開始・廃止・※法人設立 その他()
※法人設立	所在地	法人名称	
法人設立年月日	年 月 日(既設・予定)	電話番号	
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。			
		年 月 日	
		氏名	印
		都税事務所長 支 庁 長 殿	

(日本工業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・債

*2020年9月現在の「東京都」の書式です。変更されることもあります。

● 個人事業の開業・廃業等届出書

「開業」に○を付ける

所轄の 税務署名を記入 書類の提出日 ※記載日ではなく提出日なので提出直前に書く	個人事業の開業・廃業等届出書	納税地などを記入 ※[ひと押しコラム]参照																				
20XX年 X月 X日提出	納税地 ○住所地・○居住地・○事業所等(該当するものを選択してください。) (〒100-0001) 東京都千代田区五番町3丁目XX-XX (TEL 03 - XXXX - XXXX) 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)																					
マイナンバーを記入	氏名 弥生太郎 (印)																					
「開業」に○を付ける	個人事業の開業等について次のとおり届けます。 <input checked="" type="radio"/> 開業 事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の (○新設・○増設・○移転・○廃止) ○廃業 (事由) (事業の引継ぎ (譲渡) による場合は、引き継いだ (譲渡した) 先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____	職業や 屋号を記入 ※屋号は自分の好きなようにつけてかまわない。屋号がない場合は、空欄でもかまわない																				
具体的な 事業内容を記入	所得の種類 ○不動産所得・○山林所得・ <input checked="" type="radio"/> 事業(農業)所得(廃業の場合……○全部・○一部()) 開業・廃業等日 開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日 X X年 X月 X X日 事業所等を新増設、移転、廃止した場合 新増設、移転後の所在地 _____ (電話) _____ 移転・廃止前の所在地 _____ 廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合 設立法人名 _____ 代表者名 _____ 法人納税地 _____ 設立登記 _____年 月 日	開業日を記入																				
青色事業専従者や従業員に給与を支払う場合は記入	開業・廃業に伴う届出書の提出の有無 「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 <input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無 消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 <input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 事業の概要 生花販売 (できるだけ具体的に記載します。) 給与等の支払状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>従事員数</th> <th>給与の定め方</th> <th>税額の有無</th> <th>その他参考事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専従者</td> <td>1人</td> <td>月額</td> <td><input checked="" type="radio"/>有・<input type="radio"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用人</td> <td></td> <td></td> <td><input type="radio"/>有・<input checked="" type="radio"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td><input type="radio"/>有・<input checked="" type="radio"/>無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無 <input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無 給与支払を開始する年月日 _____年 月 日	区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項	専従者	1人	月額	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無		使用人			<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無		計			<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無		同時に提出する届出書の有無(「青色申告承認申請書」を同時に提出するなら「有」、「消費税に関する～」は通常は「無」に)
区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項																		
専従者	1人	月額	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無																			
使用人			<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無																			
計			<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無																			

※書式は、2020年9月現在、各税務署で使用されているものです。変更されることがあります。



納税地の住所地、居住地、事業所等の違い

確定申告は、納税地の所轄税務署で行います。

一般的には、住民票がある「住所地」にします。生活の本拠が海外にあり、国内に住所はないが活動の場所がある場合は、その「居住地」を納税地にできます。国内に住所または居所があり、さらに「事業所」がある場合は、事業所を納税地にすることもできます。

納税地の下欄の「上記以外の住所地～」は、納税地以外に住所地などがある場合に記入します。

「青色申告承認申請書」の届け出

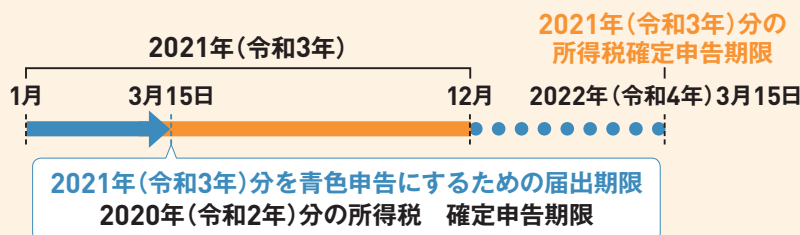
青色申告をするために、事前に税務署から“青色申告をしてもいいという承認”をもらうのが「所得税の青色申告承認申請書」です。すでに事業などを営んでいて白色申告をしている方は、青色申告をしようとする年の3月15日までに届け出ます。2021年(令和3年)分を青色申告にしたい場合は、2021年3月15日までに届け出をしておく必要があります。2021年(令和3年)1月1日～

15日に事業をはじめた場合も3月15日まで。それ以降にはじめた方は、開業日から2カ月以内が期限です。

「所得税の青色申告承認申請書」の書き方は難しくはありません。個人事業主の場合は「納税地」は自宅住所である場合が多いでしょう。「事業所又は所得の起因となる～」も、自宅が事務所ということであれば、名称など記入しなくても大丈夫です。

提出期限

開業日から2カ月以内を厳守!



白色申告から青色申告に変更する人は、青色申告したい年の3月15日が期限

※開業日が1月1日～1月15日の場合は、その年の3月15日までに届け出が必要です。
※提出期限が、土曜・日曜・国民の祝日、休日の場合は、その翌日が提出期限となります。



65万円(もしくは55万円)控除を受けるための申請書の書き方

青色申告の一番の特典は、最大65万円の「青色申告特別控除」です。この65万円(もしくは55万円)控除を受けるためには、「青色申告承認申請書」の「簿記方式」欄と「備付帳簿名」欄の記入に注意しなければなりません。簿記方式は必ず「複式簿記」に○を付けます。備付帳簿名は右記の8項目に○を付けておきます。『やよいの青色申告 21』を使えば、これらの帳簿はきちんと作成されているので心配する必要はありません。

簿記方式 は 複式簿記 に○を付ける

備付帳簿名 は必要に応じて

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、
固定資産台帳、預金出納帳、
総勘定元帳、仕訳帳 に○を付ける

※青色申告特別控除の要件が変わりました(確定申告ニュースのNEWS01参照)。

● 所得税の青色申告承認申請書

所轄の税務署名を記入

書類の提出日
※記載日ではなく提出日なので提出直前に書く

青色申告を始めたい年

事務所の屋号と住所を記入

所得の種類(複数ある場合はすべてに○)

1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

納税地 住所地・ 居所地・ 事業所等 (該当するものを選択してください。)
(〒102-XXXX XXXX)
東京都千代田区五番町
3丁目XX-XX (TEL. 03-XXXX-XXXX)

納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。
(〒 -) (TEL. - -)

上記以外の住所地・事業所等 (〒 -) (TEL. - -)

フリガナ ヤシタロウ

氏名 弥生太郎

職業 小売業(生花販売) 屋号 ブルーフラワー生花店

生年月日 昭和 00 年 00 月 00 日生

性別 男 女

住所 東京都千代田区五番町 3丁目XX-XX

〒 102-XXXX XXXX (TEL. - -)

1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)

名称 _____ 所在地 _____

名称 _____ 所在地 _____

2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)

事業所得 不動産所得 山林所得

3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

(1) 有 (取消し・ 取りやめ) _____ 年 ____ 月 ____ 日 (2) 無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

5 相続による事業承継の有無

(1) 有 相続開始年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 被相続人の氏名 _____ (2) 無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)

複式簿記 簡易簿記・ その他 (_____)

(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)

現金出納帳 売掛帳 買掛帳 経費帳 固定資産台帳 預金出納帳 手形記入帳

債権債務記入帳 総勘定元帳 仕訳帳 入金伝票 出金伝票 振替伝票 現金式簡易帳簿・ その他

(3) その他 _____

隣り税理士 (TEL. - -)

整理番号	預金口座	A	B	C
01				

通信日付印の年月日 確認印

年 月 日

納税地などを記入
※26ページ[ひと押しコラム]参照

職業や屋号を記入
※屋号は自分の好きなようにつけてかまわない。屋号がない場合は、空欄でもかまわない

今回が初めての場合は「無」に○

65万円(もしくは55万円)控除を受けるには「複式簿記」に○

65万円(もしくは55万円)控除を受けるには上記8項目に○

※書式は、2020年9月現在、各税務署で使用されているものです。変更されることがあります。



「備付帳簿名」で選択した8つの帳簿

前ページで紹介しました「備付帳簿名」で選択する8つの帳簿は、それぞれ右記のようなものです。

難しい印象があるかもしれませんが、『やよいの青色申告 21』の「かんたん取引入力」(ステップ38)を使って取引を入力すれば、自動で複式簿記の仕訳として登録され、青色申告に必要なすべての帳簿に記帳されます。

現金出納帳	事業用の現金の出し入れの状況を、取引順に記載する帳簿。
売掛帳	商品などの掛売りや、売掛金の回収の状況を記載する帳簿。売掛とは、まだ回収できていない売上げのこと。
買掛帳	商品などの掛買いや、買掛金の支払の状況を記載する帳簿。買掛とは、購入した商品を受け取っているが、支払いがすんでいないもの。
経費帳	仕入以外の事業上の費用を租税公課、水道光熱費、旅費交通費、給料賃金などの科目ごとに記載する帳簿。
固定資産台帳	事業用の減価償却資産や繰延資産について、資産の取得およびその異動に関する事項などを記載する帳簿。
預金出納帳	銀行の口座ごとに入出金を記載する帳簿。
総勘定元帳	勘定科目に基づいてすべての取引を記載する帳簿。
仕訳帳	日付順にすべての取引を記載する帳簿。総勘定元帳のもとになる。

ステップ

06

家族に給与を支払うための届け出

青色申告の特典として大きいのが、家族に支払う給与を経費として認めてもらえることです(ステップ11参照)。これを認めてもらうための書類が「青色事業専従者給与に関する届出書」です。

「青色事業専従者給与に関する届出書」の提出

所得税法では「生計を^{いっ}にしている」=同じ家で暮らし、同じ財布で生活している家族への給与を経費として認めていません。ただし、青色申告の場合は届け出により一定の条件を満たす家族について青色事業専従者給与として経費にすることが認められています。忘れずに届け出をすませてください。

提出期限

**事業開始から
2カ月以内**

年の途中から専従できるようになったときは、その日から2カ月以内。それまでに届け出をしていなかったときは、翌年からの適用となり、翌年の3月15日までに届け出が必要です。



ひと押し

専従者の給与はどのくらいが適当?

「青色事業専従者給与に関する届出書」には専従者に支払う給与の記入欄があります。実際の支給額は届け出た金額以下ならかまいません。ただし、支払う給与があまりに高すぎると不適正と判断され、却下されることがあります。「他人を雇ってその仕事を任せるとしたらいくら支払うか」が給与のおおよその基準です。

専従者の給与基準



**他人に
頼んだときに
支払う金額**

● 青色事業専従者給与に関する届出書

「届出」を○で囲む

**所轄の
税務署名を記入**
 書類の提出日
 〇〇〇町 税務署長
 〇〇年〇〇月〇〇日提出

青色事業専従者給与に関する **届出書**
 届出書 変更届出書

自宅または事務所の住所を記入

納税地	<input checked="" type="radio"/> 住所地・ <input checked="" type="radio"/> 居所地・ <input checked="" type="radio"/> 事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 102 - XXXX) 東京都千代田区五番町3丁目XX-XX (TEL 03 - XXXX - XXXX)		
上記以外の住所・事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -)		
フリガナ	ヤヨイタロウ	生年月日	<input checked="" type="radio"/> 大正 <input checked="" type="radio"/> 昭和 57年7月7日生 <input checked="" type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和
氏名	弥生太郎		
職業	小売業(生花販売)	フリガナ	ブルーフラワーセイカテン
		屋号	ブルーフラワー生花店

X年XX月以後の青色事業専従者給与の支給に関しては次のとおり 定めた 変更することとした

ので届けます。

適用を受ける年月日と「定めた」を○で囲む

職業や屋号を記入 ※屋号がない場合は空欄でかまわない

1 青色事業専従者給与(裏面の書き方をお読みください。)

専従者の氏名	続柄	年齢 経験年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給料		賞与		昇給の基準
					支給期	金額(月額)	支給期	支給の基準(金額)	
1 弥生花子 妻		32歳 0年	接客、清掃、毎日8時間		毎月25日	150,000円	6月 12月	150,000 150,000	使用人の昇給基準と同じ
2									
3									

2 その他参考事項(他の職業の併有等)

3 変更理由(変更届出書を提出する場合、その理由を具体的に記載します。)

4 使用人の給与(この欄は、この届出(変更)書の提出日の現況で記載します。)

使用人の氏名	性別	年齢 経験年数	仕事の内容・ 従事の程度	資格等	給料		賞与		昇給の基準
					支給期	金額(月額)	支給期	支給の基準(金額)	
1									
2									
3									
4									

※ 別に給与規程を定めているときは、その写しを添付してください。

関与税理士	整理番号	関係部門	A	B	C		
(TEL - -)	0						
	信日付印の年月日	確認印					
	年 月 日						

従業員がいる場合は仕事内容などを記入(専従者との待遇差が大きすぎると×)

※書式は、2020年9月現在、各税務署で使用されているものです。変更されることがあります。

ステップ
07

従業員を雇うときの 2つの届け出

家族や従業員に給与を支払う場合、「従業員の所得税を預かって納めます」という届け出をします。これが「給与支払事務所等の開設届出書」です。またその際に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」も出しておけば、毎月納税する手間が省けるのでおすすめです。

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出

給与を支払う場合は、所得税を天引きして税務署に納める義務があります。これを「源泉徴収」といい、所得税を前払いする仕組みです。**ステップ01**の会社とサラリーマンの関係のように、個人事業主のあなたが雇用主として、従業員の税金を預かって納めます。届出の際は、マイナンバーと本人確認が必要です。本人確認は、マイナンバーカード（個人番号カード）または、通知カード*及び

運転免許証などの身分証明書などで確認を行うので、これらの本人確認書類の提示または写しの添付をします。

*マイナンバー通知カードは、2020年5月24日を持って、廃止されました。住所はじめ記載情報に相違がない場合のみ、マイナンバーの証明として使用できます。

提出期限

**専従者や従業員を
雇ってから1カ月以内**

● 給与支払事務所等の開設届出書

書類の提出日

所轄の
税務署名を記入

事務所の開設日。
通常は開業日

「開業～」にチェック

事務所の所在地。
個人事業主の
場合は空欄で可

「開設」を○で囲む

納税者の屋号や
住所、マイナンバー、
代表者名

給与支払いを開始
する年月日

給与支払いの
担当者の氏名

従業員の区分や人数

*書式は、2020年9月現在、各税務署で使用されているものです。変更されることがあります。

「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の提出

給与から源泉徴収した所得税は、月締めで翌月10日までに税務署に納める決まりです。しかし、個人事業主には事務負担が大きいいため、特例として「源泉所得税の納期の特例に関する申請書」を提出すれば、納付が1月と7月の年2回ですみます。

提出期限

随時

提出日の月分までは特例が効かないので注意

● 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

書類の提出日

令和 x 年 xx 月 xx 日

所轄の税務署名を記入

税務署長 職

納税者の屋号や住所、代表者名

法人の場合は法人番号を記載しますが、個人事業主の場合はマイナンバーは不要です。

申請書を提出する前に給与の支払いがある場合に人数や支給額などを記入

月区分	支給人員	支給額
外	外	外
年 月	人	円
外	外	外
年 月	人	円
外	外	外
年 月	人	円
外	外	外
年 月	人	円
外	外	外
年 月	人	円

※書式は、2020年9月現在、各税務署で使用されているものです。変更されることがあります。



年2回になるのは従業員数9人まで

源泉所得税の納付をまとめることが認められているのは、従業員数10人未満の小規模事業者に限られます。それ以上の従業員を雇っている場合、納期の特例は認められていません。

従業員10人未満だと年2回の納付に!

↓

- 1月分～6月分の源泉所得税を7月10日までに
- 7月分～12月分の源泉所得税を翌年1月20日までに

ステップ
08

青色申告で提出する 2つの書類

実際に税務署へ提出する書類は「青色申告決算書」と「確定申告書B」です。『やよいの青色申告 21』で帳簿付けをしていれば、「青色申告決算書」をそのまま印刷できます。「確定申告書B」もそのまま印刷できるので、自分で記入する必要はほとんどありません。

「青色申告決算書」は全部で4枚あります

青色申告決算書は全4枚です。1枚目から3枚目は「損益計算書」。一定期間の儲けがいくらになったかを計算する書類です。所得税の場合、基本的には1月1日から12月31日の1年間の計算期間となります。所得税の計算のもとになる所得金額(儲け)は「収

入金額(売上など)－「必要経費(仕入や諸経費)」で計算されますが、損益計算書は明細でその内訳を示しながら所得金額を算出します。4枚目は「貸借対照表」です。『やよいの青色申告 21』では、すべて自動作成できるので、安心です。

1枚目 損益計算書 損益計算書は、P/L(Profit and Loss statement)とも呼ばれます。

※書式は、2020年9月現在、令和2年分以降降用として公開されているイメージです。変更されることもあります。

右上の①事業者の情報欄は自分で記入します。②1年間の事業収入から③原価や経費を差し引いたものが④差引金額。⑤青色申告だけの特別控除があり、⑥事業所得が算出されます。

2枚目 損益計算書の内訳

2枚目と3枚目は、1枚目の損益計算書に入力されている数字の内訳になります。2枚目には、売上（収入）金額などの内訳が入力されます。

すべて、『やよいの青色申告 21』で自動作成されます。

1 月別売上(収入)金額及び仕入金額

2 給料賃金の内訳

3 専従者給与の内訳

4 貸倒引当金繰入額の計算

5 青色申告特別控除額の計算

※書式は、2020年9月現在、令和2年分以降用として公開されているイメージです。変更されることもあります。

1 11月1日から12月31日までの売上(収入)金額や仕入金額が月別に表示されます。家事消費は、商品・製品・材料などの棚卸資産を個人的に消費した金額で、該当がない場合は空欄に。雑収入も該当がない場合は空欄に。**2** 給料を支払っている従業員がいる場合は、従業員の情報と給与などの内訳が表示。**3** 専従者(ステップ11参照)がいる場合は、専従者の情報と給与などの内訳が表示。**4** 貸倒引当金は、回収不能となりそうな売掛金などを、あらかじめ見積もって計上する経費。ない場合は空欄。**5** 不動産所得や青色申告特別控除で受けられる控除額が表示。

3枚目 損益計算書の内訳

『やよいの青色申告 21』では、固定資産の情報を登録したあと、固定資産一覧画面から「仕訳書出」機能を利用すると「減価償却費」は自動計算されます(ステップ42)。その詳細が、この3枚目に表示されます。

1 減価償却費の計算

The screenshot shows a tax software interface with the following sections:

- 減価償却費の計算 (Depreciation Calculation Table):** A table with columns for asset name, acquisition date, depreciation method, and various calculation steps (① to ⑩) leading to the depreciation expense.
- 利子割引料の内訳 (金融機関を除く) (Interest and Discount Fees - Excluding Financial Institutions):** A table for recording interest and discount fees from non-financial institutions.
- 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳 (Fees for Tax Accountants/Lawyers, etc.):** A table for recording fees paid to tax accountants or lawyers.
- 地代家賃の内訳 (Land and Rental Fees):** A table for recording land and rental fees.
- 本年における特殊事情 (Special Circumstances in This Year):** A text area for reporting special circumstances.

※書式は、2020年9月現在、令和2年分以降用として公開されているイメージです。変更されることもあります。

2 利子割引料の内訳、税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

3 地代家賃の内訳

4 本年における特殊事情

- ① 減価償却資産の名称等のほか、登録した固定資産情報と、自動計算された減価償却費が表示。
- ② 「利子割引料の内訳」は金融機関以外の個人・法人への借入金の利子がある場合のもの。ない場合は空欄。「税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳」もない場合は空欄。
- ③ 事務所や店舗の地代家賃の内訳。「権・更」は権利金・更新料のこと。「賃」は賃借料のこと。
- ④ 前年に比べて極端に収入が増減した場合など、特別な事情を税務署に伝えたいことがあれば記入する欄。

4枚目 貸借対照表 貸借対照表は、B/S(Balance Sheet)とも呼ばれます。

青色申告決算書の4ページ目は「貸借対照表」です。

65万円(もしくは55万円)の青色申告特別控除を受けるためには、複式簿記による帳簿などを基にして作成したこの表の添付が必要になります。

左側に資産の勘定科目の期首・期末残高、右側に負債や純資産(資本)の勘定科目の期首・期末残高が入力されます。これも、『やよいの青色申告 21』で自動作成されます。

貸借対照表(資産負債調)

※書式は、2020年9月現在、令和2年分以降用として公開されているイメージです。変更されることもあります。

2 左右とも必ず
同じ金額になる

3 製造原価の計算

- ① 資産の部、負債・資本の部とも期首(通常は1月1日)と期末(通常は12月31日)での金額が記載される。
- ② 期首、期末とも、資産の部の合計金額と負債・資本の部の合計金額が同じになる。
- ③ 「製造原価の計算」は、原材料を仕入れ、加工したものを製造して販売する事業を行っている場合に記載される。ない場合は空欄。

「確定申告書B」は2枚あります

「確定申告書B」は所得税額の計算をする
用紙で、通常は2枚あります。第一表では
1年間の所得を記入したあと、所得控除を
差し引いて所得税額を確定させます。第二
表は第一表の詳細を記入します。所得税額
は右ページ上の税金の計算で計算します。
課税所得が大きいほど税率が高くなる仕組
みで、「超過累進課税」方式といいます。

確定申告の際は、マイナンバーと本人確認
が必要です。本人確認は、マイナンバーカー
ドまたは、通知カード*及び運転免許証な
どの身分証明書で行うので、これらの本人
確認書類の提示または写しの添付をします。

*マイナンバー通知カードは、2020年5月24日を持って、廃止されま
した。住所ははじめ記載情報に相違がない場合のみ、マイナンバー
の証明として使用できます。

● 確定申告書Bの第一表

※書式は、2020年9月現在、令和2年分以降用として公開されているイメージです。
変更されることもあります。

「青色」に○を付ける

1年間の収入

1年間の所得

所得控除の計算

マイナンバー欄

住所、フリガナ、氏名、性別、職業、屋号など

所得税額の計算

還付金の振り込み先

所得税額の計算方法

$$\text{課税所得} \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{所得税額}$$

※たとえば課税所得が200万円の場合、200万円×0.10-9万7500円=10万2500円が所得税額

課税所得	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超～330万円以下	10%	9万7500円
330万円超～695万円以下	20%	42万7500円
695万円超～900万円以下	23%	63万6000円
900万円超～1800万円以下	33%	153万6000円
1800万円超～4000万円以下	40%	279万6000円
4000万円超	45%	479万6000円

● 確定申告書Bの第二表

※書式は、2020年9月現在、令和2年分以降用として公開されているイメージです。変更されることもあります。

令和 0 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書B

整理番号 FA2300

住所、氏名

住所 氏名

源泉徴収された所得

所得の種類	種目	給与などの支払者の名称・所在地等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
⑭ 源泉徴収税額の合計額			円	円

雑所得 配当所得 などの詳細

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡(短期)	円	円	円
譲渡(長期)			
一時			

所得控除の詳細

保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬ 社会保険料控除	円	円
⑮ 新生命保険料	円	円
旧生命保険料		
新個人年金保険料		
旧個人年金保険料		
介護医療保険料		
⑯ 地産保険料	円	円
旧長期損害保険料		

事業専従者の詳細

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度	仕事の内容	専従者給与(控除額)
		明大 昭平	.			円
		明大 昭平 令	.			円
		明大 昭平 令	.			円
		明大 昭平 令	.			円
		明大 昭平 令	.			円
		明大 昭平 令	.			円

住民税・事業税に関する事項

非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県、市区町村条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
円	円	円	円	円	円	円	円	円

事業税

非課税所得など	課税所得	所得金額	損益通算の特例適用前の不動産所得	事業用資産の譲渡損失など	前年中の(廃)業開始・廃止	月日
		円				

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所

氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	続柄	円	一連番号

第二表 令和2年分以降用(第二表は別紙に添付して提出する。この欄は印刷済みの用紙に記入する。)



確定申告書第三表と第四表は第一表、第二表と一緒に提出

確定申告表Bの第一表と第二表とは別に、第三表(分離課税用)と第四表(損失申告用)というものがあります。

第三表(分離課税用)は、株式の売却や先物取引・FXで生じた所得、不動産所得、山林所得があった場合に記載して提出します。

第四表(損失申告用)は、その年に生じた純損失の金額を翌年以後に繰越す場合に記載して提出します。

ただし、第三表と第四表は同時に出すことはありません。

『やよいの青色申告 21』は第三表および第四表に対応しています(ステップ44参照)。

This image shows the 'Third Table' (Form FA2400) for the tax year Heisei 20 (令和〇年). The title is '令和〇年分の所得税等の申告書(分離課税用)'. It includes fields for the taxpayer's name, address, and tax status. The main table is divided into 'Income' (収入) and 'Tax Calculation' (税金の計算). The income section lists various types of income such as dividends, interest, and capital gains. The tax calculation section includes fields for tax on income, tax on capital gains, and other taxes. A vertical note on the right side of the form states: '令和2年分以降適用。第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。' (Applicable from the Heisei 20 tax year onwards. Please submit the Third Table along with the First and Second Tables of the tax return.)

第三表(分離課税用)

This image shows the 'Fourth Table' (Form FA0054) for the tax year Heisei 20 (令和〇年). The title is '令和〇年分の所得税等の申告書(損失申告用)'. It includes fields for the taxpayer's name, address, and tax status. The main table is divided into 'Losses or Total Income' (1 損失額又は所得金額) and 'Calculation of Losses' (2 損益の計算). The first section lists various types of losses or income, such as regular income, losses from trading, and losses from real estate. The second section is a table for calculating the net loss, showing the calculation from regular income through various adjustments to arrive at the final net loss or total income. A vertical note on the right side of the form states: '令和2年分以降適用。' (Applicable from the Heisei 20 tax year onwards.)

第四表(損失申告用)

※書式は、2020年9月現在、令和2年分以降用として公開されているイメージです。変更されることもあります。

COLUMN

確定申告の期限は必ず守りましょう!

確定申告の期限が過ぎてしまったあとで申告すると、「期限後申告」としてあつかわれます。この場合、申告しなかったことに対する「無申告加算税」と、税金を納めなかった期間に対する「延滞税」が課されることもあります。また、青色申告の特別控除(65万円もしくは55万円)が受けられなくなってしまいます。

申告期限を遅れた場合のおもなペナルティ

10万円控除しか受けられなくなる

申告期限を過ぎてしまうと、複式簿記の帳簿や決算書をそろえていても10万円控除しか受けられなくなります。

純損失の繰戻し還付ができなくなる

申告期限内に確定申告をしなかった場合には、原則として純損失の繰戻し還付が認められなくなってしまいます。

余計な税金を支払うことになる

無申告加算税は、所得税額50万円までは15%（それを超える部分は20%）。延滞税は、年利最大14.6%の遅延利息のようなもの。

遅れてもなるべく早く申告を!

申告期限に遅れたとしても、放っておいてはいけません。遅れるほど税金が増えてしまうので、できるだけ早く申告するようにしましょう。期限後申告でも自主的に申告すればペナルティが軽減されることがあります。